平成１６年６月７日現在の情報です。
内容を変更することがありますので、権利や義務を生じる行為や不動産取引などを行う場合は、必ず最新の情報を取得してください。

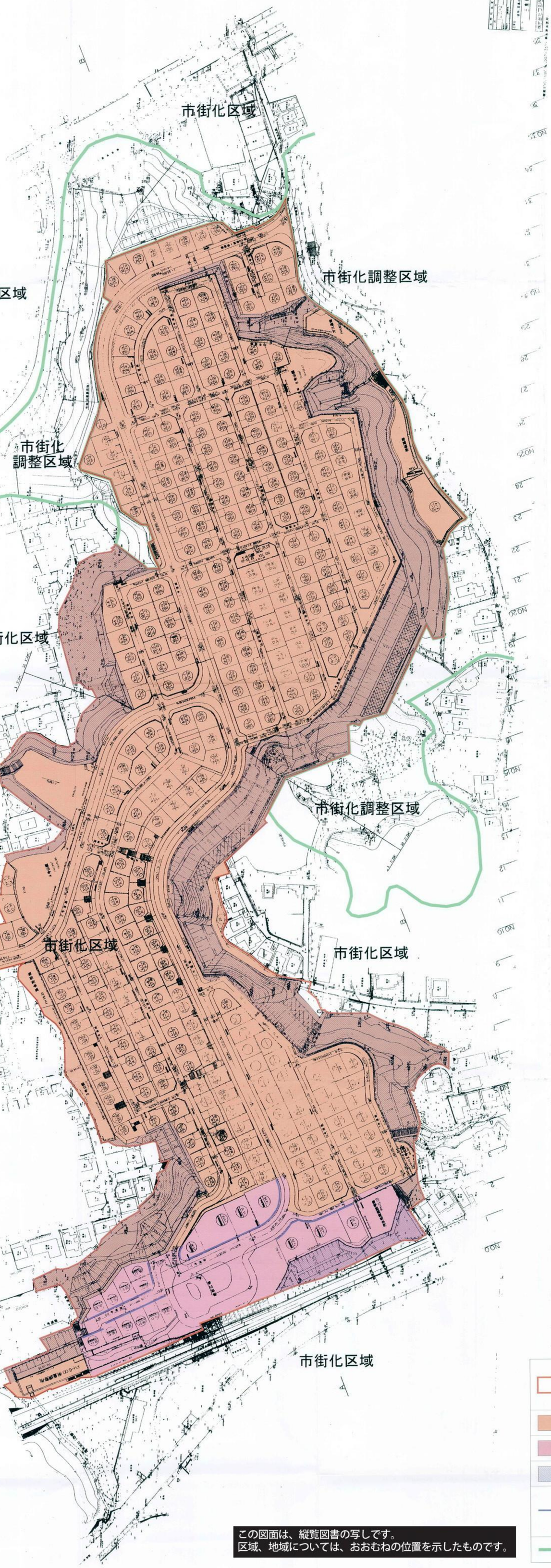

N
W
E
S

S=1/1000

	地区計画区域 地区整備計画区域
	低層専用住宅地区
	近隣商業・業務地区
	土地利用の制限区域
	建築物の壁面の道路境界線からの後退距離（１ｍ以上）
	現行市街化区域

この図面は、縦覧図書の写しです。
区域、地域については、おおむねの位置を示したものです。